

**新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金コロナ特例貸付
愛知県社協「特例貸付償還事務センター」についてのご案内(2022.07.05)**

現在、「特例貸付償還事務センター」へのお問い合わせ電話が集中し、つながりにくくなっております。令和4年の特例貸付償還(返済)免除申請期間は令和4年9月30日(消印有効)となっておりますので、日にち・時間をおいてお問い合わせいただきますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

※ 特例貸付「緊急小口資金・総合支援資金(初回)」の償還免除手続きは、郵送のみの受付となりますので、ご了承ください。

愛知県社協「特例貸付償還事務センター」
コールセンター 電話 052-684-9766
月～金 9:00～17:00